



平川市教育大綱

令和4～8年度



平川市

令和4年3月

目 次

1	はじめに	1
2	第2次平川市長期総合プラン 後期基本計画との関係図	2
3	政策・施策体系	3
4	各政策・施策	4



1 趣旨

教育大綱は、平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

人口減少・少子高齢化の進展に対応し、将来にわたり活力ある地域社会を維持し、複雑化する社会環境に対応するため、従来の教育行政の枠を超え、教育・子育て・文化などについて、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、推進する必要がある、令和3年度第1回平川市総合教育会議において協議・調整を経て、「平川市教育大綱」を策定しました。

2 教育大綱の位置付け

本市では市政運営の基本方針である第2次平川市長期総合プランが平成29年3月に策定されました。

基本構想では、市の将来像〔平川市が目指す理想のまち〕を
「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」

とし、その実現に向け各分野別に基本政策を設定しております。

本市では、平川市教育委員会が定めた「平川市教育振興計画」を市長が策定する「平川市教育大綱」と位置付けることとし、基本目標「魅力あるひとづくり」の実現に向け、基本政策「健やかなひとづくり」「こころ豊かなひとづくり」を推進します。

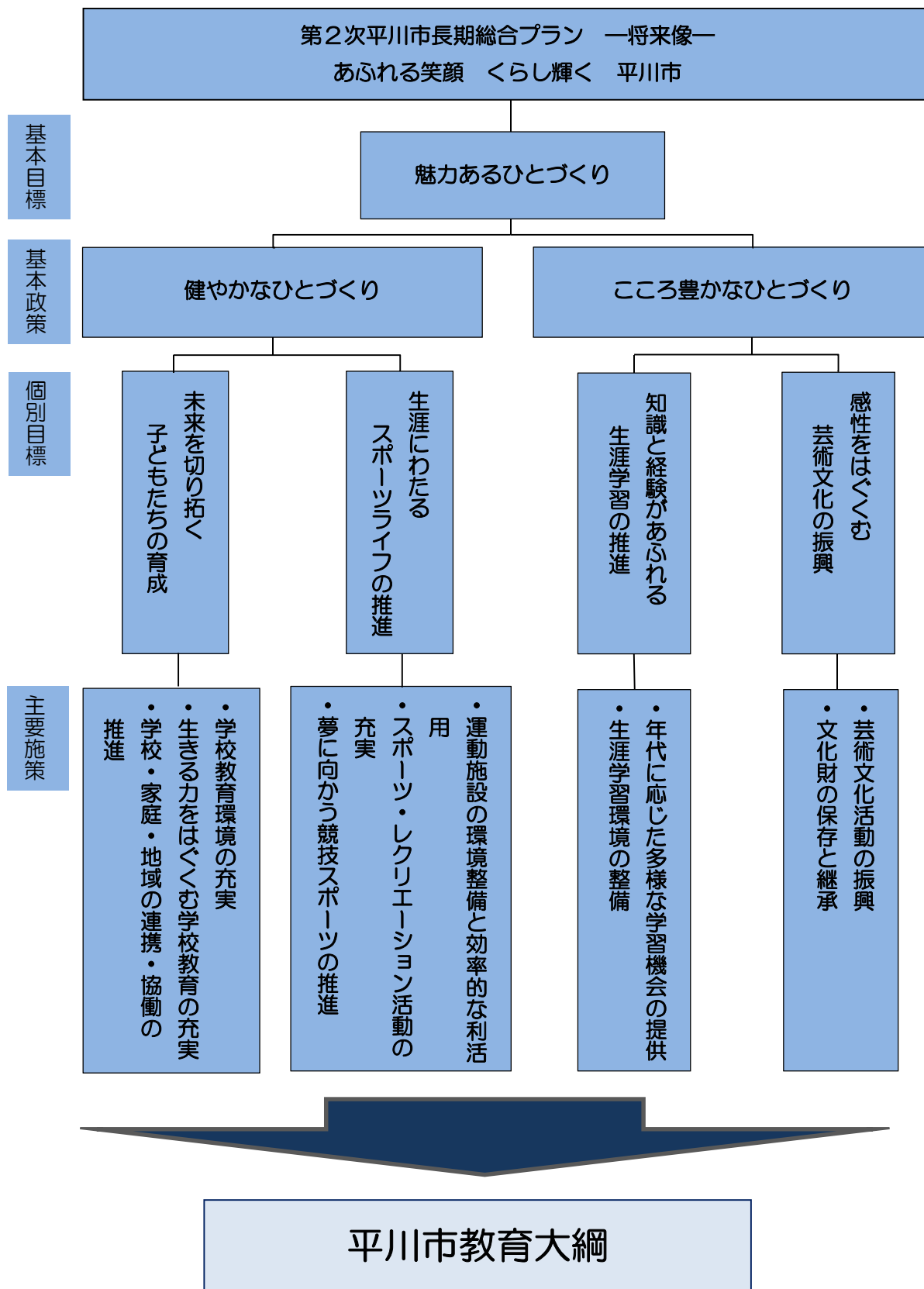
3 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

平川市長 長尾 忠行

2

第2次平川市長期総合プラン後期基本計画との関係図



1 健やかなひとづくり

(1) 未来を切り拓く子どもたちの育成

①学校教育環境の充実

②生きる力をはぐくむ学校教育の充実

③学校・家庭・地域の連携・協働の推進

(2) 生涯にわたるスポーツライフの推進

①運動施設の環境整備と効率的な利活用

②スポーツ・レクリエーション活動の充実

③夢に向かう競技スポーツの推進

2 こころ豊かなひとづくり

(1) 知識と経験がえられる生涯学習の推進

①年代に応じた多様な学習機会の提供

②生涯学習環境の整備

(2) 感性をはぐくむ芸術文化の振興

①芸術文化活動の振興

②文化財の保存と継承

1 健やかなひとづくり

(1) 未来を切り拓く子どもたちの育成

現状と課題

(1) 学校教育施設は経年により老朽化が進み、校舎・体育館の改築や大規模改修工事などの施設整備が必要となっているほか、児童・生徒の将来的な減少により、地域住民の声を聞き、学校統廃合を含めた適正配置を計画的に進める必要があります。

また、ICT教育*を推進するとともに、学校図書等の教材用備品など、児童・生徒数や学校規模に合わせて計画的に整備する必要があります。

■児童・生徒数の推移

単位：人

	H22	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	1,758	1,453	1,398	1,432	1,381	1,380	1,366
中学校	979	818	795	731	728	694	721
合計	2,737	2,271	2,193	2,163	2,109	2,074	2,087

出典：学校基本調査

(2) 将来の予測が困難な社会情勢の中、未来を切り拓いていく児童・生徒をはぐくむため、教員一人ひとりの力量の向上やきめ細やかな指導の充実が求められます。

(3) 地域社会のつながりや支え合いの希薄化により、地域の教育力が低下していることや、学校が抱える課題が複雑化・困難化していることから、学校・家庭・地域の連携・協働による、地域ぐるみの教育が求められています。

基本方針

(1) 学校教育環境の充実

将来的な児童・生徒の減少により、学校統廃合を含めた教育施設の整備、ICT教育を推進するとともに、学校図書の充実に向けた整備を計画的に進め、次代を担う児童・生徒が安全で快適に学べる教育環境の整備に努めます。

(2) 生きる力をはぐくむ学校教育の充実

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、未来を切り拓く児童・生徒を育成するため、信頼関係を基盤とした学校運営に工夫をこらし、夢や志の実現に向け、生きる力をはぐくむ学校教育の推進に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、また、学校外での体験活動の場を充実させることで、人間性豊かな子どもたちを育てる地域社会づくりを目指します。

※ICT教育

ICTはInformation and Communication Technologyの略で、情報通信技術の意味。学校教育において「電子機器や通信機器を使って情報・知識の交流をする」という意味で、ICTを活用した、または駆使した教育のこと

主要施策の体系と方向

施策名	内容
学校教育環境の充実	<p>(1) 学校教育環境の充実</p> <p>① 学校教育施設の整備において、国等の補助を活用することを念頭に置き、将来の児童・生徒数を推計し、説明会等で住民の声を聞きながら慎重な整備を計画的に推進します。</p> <p>② 教育の情報化に向け、ICT教育の推進を図ります。</p> <p>③ 学校図書整備について、学校図書館図書標準※に即した整備を図ります。</p> <p>(2) 学校給食の充実</p> <p>① 児童・生徒数の推移に合わせ、学校給食センターの計画的な設備更新と維持管理を実施します。</p> <p>② 地元食材を積極的に利用し、安全・安心でおいしい給食を提供します。</p>
生きる力をはぐくむ学校教育の充実	<p>(1) 教職員の資質向上</p> <p>① 計画的・積極的な学校訪問や研修会開催等に取り組み、教職員の意識改革と指導力の向上を図ります。</p> <p>② 認定こども園・保育園・幼稚園と小学校の連携、および小学校と中学校の学校間連携の取組みの充実を図り、特色ある教育活動の推進に努めます。</p> <p>(2) 生きる力をはぐくむ授業の充実</p> <p>① 校内研修を充実させ、分かる授業づくりを推進するための指導助言を実施します。</p> <p>② 個々の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うため、学習支援員※や特別支援教育支援員※、通級指導教室※の効率的な活用を図ります。</p> <p>③ 発達段階に応じた勤労観・職業観をはぐくむためのキャリア教育を推進します。</p> <p>④ 国際化に対応できる人材を育成するため、国際交流事業の充実と外国語指導助手（ALT）※、外国語教育支援員※の効果的な活用を図ります。</p> <p>⑤ 郷土を愛する心と他を思いやる優しい心をはぐくむため、道徳教育を推進します。</p> <p>⑥ 心と体の健康づくりや体力の向上を図るため、健康教育を推進します。</p> <p>(3) 一人ひとりを大切にする生徒指導の充実</p> <p>① 子どもたちが豊かな学校生活を送ることができるよう、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、適応指導教室※や教育相談の充実を図ります。</p> <p>② 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努めるため、家庭や地域、関係機関等との連携を強化します。</p> <p>③ 各校のいじめ防止基本方針※の実効性を高め、いじめ解消率100パーセントの実現に努めます。</p>

※学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、文部科学省が平成5年3月に定めたもの

※学習支援員

学力の向上を目指して、児童・生徒の学習活動を支援するために小中学校に派遣する人材のこと

※特別支援教育支援員

特別な支援を要する児童・生徒の学習および生活を支援するために小中学校に派遣する人材のこと

※通級指導教室

通常の学級に在籍する、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室のこと

※外国語指導助手（ALT）

ALTはAssistant Language Teacherの略で、日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母国語とする人材のこと

※外国語教育支援員

小学校の外国語教育を支援するために小学校に派遣する人材のこと

※適応指導教室

長期欠席をしている不登校の児童・生徒を対象に、教育相談や学習支援をしながら在籍校復帰を目標に運営する教室のこと

※いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法に基づく、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針のこと

施策名	内容
学校・家庭・地域の連携・協働の推進	<p>(1) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進</p> <p>① 学校と地域をつなぐ「地域コーディネーター」※を活用し、地域との連携・協働を推進します。</p> <p>② 学校やPTAにおける家庭教育講座を支援し、学校と家庭との共通理解を深めるとともに、家庭での教育力の向上を図ります。</p> <p>(2) 学校外教育の推進</p> <p>① 青少年育成団体の活動支援や国内交流事業により、児童・生徒の学校外での体験活動の充実に努めます。</p>

※**地域コーディネーター**
 地域と学校の協働活動について、学校や地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う人材のこと

期待される効果（注目指標）

項目	区分	実績値		目標値
		H29	R3	R8
全国学力・学習状況調査 （全国を100%とした時の本市の正答率）	小学校	104%	105%	106%
	中学校	95%	100%	101%

根拠資料等：全国学力・学習状況調査

1 健やかなひとづくり

(2) 生涯にわたるスポーツライフの推進

現状と課題

- (1) 運動施設は新たに建設された施設もありますが、築年数が経過したことにより劣化が進んでいる施設もあり、修繕経費がかさんでいます。また、備品等も劣化しており、更新が必要となっています。このことから、各施設を安全・安心に利用してもらえるよう維持管理することが課題となっています。
- (2) 健康志向などでスポーツへの関心が高まる一方で、仕事や子育てなどでスポーツに親しむ機会を作れない市民も多いと考えられます。このことから、ライフステージに応じて気軽に参加でき、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる環境づくりに努める必要があります。
- (3) 市内には年齢や関心等に応じたスポーツ団体やスポーツ少年団があり、幼児期から高齢者までスポーツに取り組める環境にあります。しかし、競技スポーツとして継続が難しい種目もあることから、スポーツ人口の増加や新たな指導者の確保と人材の育成が急務となっています。

基本方針

- (1) 運動施設の環境整備と効率的な利活用

市民が生涯にわたってスポーツに取り組める環境づくりのため、運動施設の総合的な整備および継続的な維持管理に努めるとともに、利用状況や各種大会の情報等を提供するなど効率的な利活用を推進します。
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の充実

年齢や性別、障がい等を問わず、市民の誰もが年齢や体力に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、各種スポーツ大会・教室を開催するとともに、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携・協力し、スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
- (3) 夢に向かう競技スポーツの推進

市民に勇気や感動を与え、子どもたちのスポーツに対する興味や意欲を高め、全国大会等で活躍できるスポーツ選手の育成・支援に努めます。

主要施策の体系と方向

施策名	内容
運動施設的环境整備と効率的な利活用	<p>(1) 運動施設の管理運営の充実と利活用の促進</p> <p>① 施設・設備等の適正管理を行い、利便性・安全性を確保するとともに長寿命化[※]を図ります。</p> <p>② スポーツイベントや各種教室等の開催により、運動に取り組む市民の意識の高揚を図りながら施設利用者の増加に努めます。</p> <p>③ 普段からスポーツの場として多くの方が利用できるような効率的な施設運用に努めます。</p> <p>④ 指定管理者制度を活用し、効率的で効果的な管理運営に努めます。</p>
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<p>(1) 多様なスポーツ活動の普及促進</p> <p>① 広報・啓発活動の推進やスポーツ情報の提供を図り、市民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。</p> <p>② スポーツ推進委員等と連携し、生涯スポーツの振興の視点から、世代を超えて気軽に親しめるニュースポーツ[※]などスポーツ活動の普及を推進します。</p> <p>(2) スポーツ指導者の確保・育成</p> <p>① 市民の多様なスポーツニーズに応じるため、スポーツ推進委員やスポーツ団体などの指導者確保・育成に努めます。</p> <p>(3) 健康づくりのための運動の推進</p> <p>① 関係部局と連携し、スポーツ協会の協力を得ながら、健康づくりのための運動を推進します。</p>
夢に向かう競技スポーツの推進	<p>(1) 全国大会等で活躍できる選手の育成・支援</p> <p>① スポーツ少年団等で、高い能力を発揮するジュニア選手の競技力を強化するため、育成・支援する体制を整備します。</p> <p>(2) 指導者の育成</p> <p>① 指導者の育成および資質向上を図るため、資格取得研修等を受講する指導者を支援します。</p> <p>(3) トップアスリートによる指導、育成強化</p> <p>① トップアスリートを招へいした実技指導や講習会の開催に努めます。</p> <p>② 高度な技術に触れることのできるスポーツイベントの誘致を図ります。</p>

※長寿命化

定期的な点検・修繕によって施設等の老朽化の進行を防ぎ、長く安全に利用できるようにすること

※ニュースポーツ

誰でも気軽にすぐに楽しむことのできることを目的に新しく考案され、アレンジされたスポーツの総称
軽スポーツ、柔らかいスポーツ、レクリエーションスポーツとも呼ばれる

期待される効果（注目指標）

項目	実績値		目標値
	H29	R1	R8
運動施設利用者数	285,295人	295,997人	335,000人

根拠資料等：スポーツ課調べ

2 こころ豊かなひとづくり

(1) 知識と経験があふれる生涯学習の推進

現状と課題

(1) 時代の変化や情報メディアの発展により個人の価値観は多様化し、そのニーズに応じた学習機会の提供が求められています。また、地域の関係性の希薄化が不安視されるなか、地域活動を継続・活性化していくため、未来のリーダーとなる青年層の地域活動への参加が求められています。

(2) 誰もが気軽に利用しやすく、生涯にわたって学習することのできる施設環境が求められています。また、多くの文献や情報を活用し教養を高めるため、生涯学習情報や図書館資料の更なる充実を図る必要があります。

■ 図書貸出件数の推移

単位：件

	H28	H29	H30	R1	R2
平賀図書館	11,035	6,201	11,203	11,844	10,008
尾上図書館	6,678	7,886	5,619	5,425	3,314
合計	17,713	14,087	16,822	17,269	13,322

出典：平川市図書館調べ

■ 図書貸出冊数の推移

単位：冊

	H28	H29	H30	R1	R2
平賀図書館	43,661	27,347	43,108	45,647	43,974
尾上図書館	19,198	24,176	16,999	16,413	11,556
合計	62,859	51,523	60,107	62,060	55,530

出典：平川市図書館調べ

基本方針

(1) 年代に応じた多様な学習機会の提供

生涯にわたって豊かな心をはぐくみ、社会参加への糧とするため、年代や学習ニーズに応じた多様な学習機会の充実を図ります。

また、青年層については、相互の交流や学習活動を通じて地域を考える機会を提供し、地域活動への参加を促します。

(2) 生涯学習環境の整備

社会教育施設の機能を有効に活用できるよう、適切な保守や設備更新を行うとともに、生涯学習のための人材リストや図書館資料などの充実を図り、生涯学習環境の整備に努めます。

主要施策の体系と方向

施策名	内容
年代に応じた多様な学習機会の提供	<p>(1) 教養を高める講座の開催</p> <p>① 多様化する学習ニーズに応じた学習機会の提供に努めます。</p> <p>(2) 青年層の学習参加</p> <p>① 青年層の学習ニーズや情報収集ツールを調査し、交流と地域参加を促す学習メニューの開発に努めます。</p> <p>② 社会活動に興味のある青年等の支援のため、活動の場や情報の提供に努めます。</p>
生涯学習環境の整備	<p>(1) 社会教育施設の整備と利活用</p> <p>① 文化センターや生涯学習センターなど、社会教育活動の拠点施設の活用を促進します。</p> <p>② 施設の機能を維持し、バリアフリーや安全対策を進め、学習者の利便性の向上と施設利用者の増加に努めます。</p> <p>(2) 生涯学習情報の収集と発信</p> <p>① これまで実施した講座・事業を整理し、人材リストの構築を図ります。</p> <p>② 図書システムによる適切な蔵書管理を図り、図書館蔵書の計画的な充実に努めます。</p> <p>③ ICTを活用し、いつでもどこでも学習に関する情報を取り出せる環境づくりを推進します。</p>

期待される効果（注目指標）

項目	実績値		目標値
	H29	R2	R8
生涯学習関連事業（ひらかわの寺子屋）参加者数	236人	143人	300人

根拠資料等：生涯学習課調べ

2 ころ豊かなひとづくり

(2) 感性をはぐくむ芸術文化の振興

現状と課題

- (1) 文化センターを中心に、市民の芸術文化活動が盛んに行われています。今後は、芸術文化活動のさらなる活性化とすそ野の広がりが期待されています。
- (2) 市内には国指定名勝をはじめ、有形無形の文化財がありますが、有形文化財を次世代へ継承していくためには、計画的な修復や保存整備が必要です。また、無形文化財である伝統芸能は後継者不足により技芸の保存継承に課題がみられるようになってきています。

基本方針

(1) 芸術文化活動の振興

文化団体のさらなる育成支援と活動の場の提供を行うとともに、様々な芸術鑑賞の機会を提供します。また、市内在住や出身の芸術家・文化人について、情報の整理と発信に努めます。

(2) 文化財の保存と継承

有形文化財の計画的な修復や保存整備に努めます。また、無形文化財の保存継承のため、支援や発表の場の提供と情報発信に努めます。

主要施策の体系と方向

施策名	内容
芸術文化活動の振興	<p>(1) 文化団体の育成・支援と活動の場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化団体を育成・支援し、活動の活性化を図ります。 ② 文化団体との協働により市民文化祭を実施し、内容の充実に努めます。 <p>(2) 芸術鑑賞機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 文化ホール等での様々な芸術文化の鑑賞機会を提供します。 ② 学校や地域などで身近に芸術文化に触れられる体験教室や演奏会などの実施に努めます。 <p>(3) 芸術家・文化人の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 芸術家・文化人および作品の情報を集約し、ホームページなどでの情報発信に努めます。 ② 公演や作品の展示会などにより、市内外への周知を図ります。
文化財の保存と継承	<p>(1) 文化財の保護・保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定文化財の保存整備に対する支援に努めるとともに、計画的かつ効果的な修復を推進します。 ② 埋蔵文化財包蔵地の開発について、計画段階での調整を図り、適切な対応に努めます。 ③ 収蔵資料や地域の文化財を活用した展示会や見学会、体験学習などの実施に努めます。 <p>(2) 伝統芸能の保存継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保存継承団体を支援し、伝統芸能の保存と情報発信に努めます。 ② 伝統芸能の発表の場の提供に努めます。

期待される効果（注目指標）

項目	実績値		目標値
	H30	R1	R8
文化ホール自主事業参加者数	3,732人	3,406人	4,000人

根拠資料等：生涯学習課調べ

平川市教育大綱

- 策定年月 令和4年3月
- 発行 平川市
- 編集 平川市教育委員会

〒036-0242 青森県平川市猿賀南田15-1

TEL : 0172-44-1111

FAX : 0172-43-5005

Email : gakkoukyouiku@city.hirakawa.lg.jp